

○斜里町自治会活動振興補助要綱

昭和54年4月1日

適用

(目的)

第1条 この要綱は、自治会の自主的な活動を促し、自治会活動の振興を図ることを目的として、自治会が地域の実態に即した、計画的に実施する事業に対し補助金を交付するために、斜里町補助金等交付規則(昭和49年規則第2号)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助の対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、別表に掲げる事業とする。

(補助率及び補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助対象事業に要する経費の2分の1以内とし、25万円を限度とする。ただし、補助金の額は、毎年度の予算の範囲内で交付するものとし、算出された補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助事業の認定)

第4条 補助金の交付を受けようとする自治会は、毎年5月末日までに、別記第1号様式及び別記第2号様式により事業計画書を提出しなければならない。ただし、町長が必要と認める場合には、毎年10月末日までとすることができる。

- 2 町長は、前項の事業計画書に基づき、補助対象事業の適否を認定し通知する。
- 3 前項の認定を受けずに実施した事業については、補助金は交付しない。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付申請は、事業完了後速やかに、別記第3号様式、別記第4号様式及び別記第5号様式により行う。

附 則

本要綱は、昭和54年4月1日から適用し、従前の要綱は、昭和54年3月31日をもって廃止する。

附 則(平成6年要綱第2号)

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成19年要綱第39号)

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。ただし、この要綱の施行日以前に認定を受けた事業については、なお従前の例による。

別表(第2条関係)

補助対象事業

事業種目	区分
1 環境整備事業	(1) 生活環境の維持・向上等に関すること。 (2) 交通安全・防犯等生活の安全確保に関すること。 (3) 環境保全及び緑化推進に関すること。 (4) 省資源・リサイクル活動に関すること。
2 文化・学習・福祉事業	(1) 文化・学習活動に関すること。 (2) 健康の管理・増進に関すること。 (3) 高齢者等への福祉活動に関すること。
3 体育・レクリエーション事業	(1) 体育・レクリエーション活動に関すること。 (2) その他行事に関すること。
4 その他	その他町長が適当と認める事業